

海洋立国を日本経済成長のエンジンに

~ 次期海洋基本計画の策定にあたって~

2013 年 3 月 21 日 公益社団法人 経済同友会

.はじめに

わが国は、四方を海に囲まれ、有史以来、豊かな水産資源、豊かで穏やかな四季のある気候と自然、海を介して世界と交易するなど、海の恵みを享受してきた。

1996年に発効した国連海洋法条約によって、わが国は、従来の領海に加えて、日本の国土面積の約10倍以上に及ぶ、世界で第6位の広さの排他的経済水域注 1)(EEZ)等を獲得し、この海域においては、わが国が水産資源、鉱物資源などの非生物資源の探査と開発に関する管轄権を有すると同時に、資源の管理と海洋汚染防止の義務を負うことになった。

この海域には、探査によって、メタンハイドレート、レアアースなどの各種 エネルギー・鉱物資源が豊富に存在していることが確認され、わが国が資源・ エネルギー大国となる可能性が高まっている。この新たな成長のフロンティア の出現並びにその開拓への挑戦こそ、国民に新たな夢と希望をもたらすもので あり、同時にわが国の今後の経済発展に大きく資するものである。

海洋に関して、もう一つの重要な視点は、わが国の海洋基本法にも明記されている通り、海洋開発・利用の推進と同時に、海洋環境の保全に最大限努める必要があることである。海洋は、地球上で放出される温室効果ガス(CO2)の約30%を吸収し、12%を吸収する陸域の森林と共に、地球の温暖化防止に大きな役割を果たしている。然しながら、温室効果ガスの排出の急激な増大や、海洋の酸性化が進むことによって、また海洋汚染の進展等によって、海洋の持つ温室効果ガスの吸収能力の低下が懸念されており、地球規模での温暖化防止対策の推進が必要不可欠である。

人類や地球のあらゆる生物を生み育んで来た"母なる海"。我々は、「海洋に対する知見」を深め理解し、「海洋の生態系などの環境」を守りつつ、「海洋からの恵み」を最大限活用するという視点に立って、日本の経済発展のエンジンである、"海洋立国"を目指すための種々の施策を、確実に実行することが必要である。

以下、経済同友会として提言する。

NIT MENTINE CONTRACTOR

注 1 我が国では、海洋法に関する国際連合条約(通常「国連海洋法条約」と略称)に沿い、基線から12 海里(約22キロメートル)までを「領海」、200海里(約370キロメートル)までを「排他的経済水域」(ただし、領海部分を除く)と定めている。

.問題意識

わが国の海洋政策としては、2007年に施行された海洋基本法に基づき、現行海洋基本計画が策定されたが、5年を経て、現在その改定が進行中である。従前と比較すればより総合的に海洋政策が取り組まれるようになったものの、以下のような課題も浮き彫りになっている。

< 司令塔、国家ビジョンと成長の視点の不在 >

- 総合海洋政策本部の役割が各省庁間の総合調整にとどまり、縦割りを越えた戦略を企画・実行する実質的な司令塔となっておらず、年間1兆円超の海洋関連予算も省庁積み上げ式に決められている。
- 夢のある海洋立国の道が、日本経済の成長を実現する明瞭な国家ビジョンとして、わが国の国民や企業の間で共有されていない。また、具体的目標やその実現に向けた工程表、あるいは施策の進捗状況や、成果の検証が不十分である。
- このため、「海洋産業の振興及びわが国の国際競争力強化」に向けた具体策に乏しい状況であり、民間がリスクをとって技術開発や開発事業を行う環境に至っていない。

<「環境」の視点が不十分>

● 海洋は、陸域における森林とともに地球環境の保全や温暖化防止において重要な役割を果たしている。しかしながら、陸域における森林等の保全と海洋環境の保全とを連携したトータルな環境保全施策や環境技術開発などの具体的な施策が進められていない。

<グローバル競争での遅れ>

● 隣国の中国、韓国が野心的に海洋権益の確保に取り組んでおり、わが国としても排他的経済水域(EEZ)の戦略的活用と海域の保全を行う必要性に迫られている。また、欧米の海洋開発先進国に比較して、わが国の海洋産業(特に海洋資源探査・開発)の国際競争力が弱い。

.海洋立国実現に向けての意見

1.海洋立国をわが国の成長戦略の柱として明確な位置付けを

<海洋立国を成長戦略の柱に>

● わが国が 10 年以内に、世界最先端の海洋立国として存在感を示す国となることを国家目標に掲げ、海洋立国による経済成長の実現を、新たな成長戦略の柱の一つとして明確に位置付けるべきである。

<法制・規制等の整備>

- 「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」(海洋政策研究財団)に示されているように、わが国の海域を確実に保全・管理し、活用していくための総合的な海洋法制の整備を早急に進めるべきである。
- 海洋開発と有効利用を推進し、活発なチャレンジを促進するためには、 規制緩和や手続きの簡略化を進めるとともに、従来の枠組みや既得権益 (例えば、漁業権など)などについて整理を行う必要がある。

<体制や財源の整備>

- 海域の保全と管理を確実に行うとともに、省庁間の総合調整のみならず、 他省庁に対する勧告権が与えられた、海洋政策の企画・立案・予算配分・ 実施のすべての面にわたり、強い権限を有する組織・体制が必要である。 組織のあり方としては、上記権限を確保するために、海洋主管庁などの 設置なども視野にいれ、明確な法的根拠を持たせるべきである。
- 海洋関連産業の国際競争力強化のためには、海洋主管庁スタッフや国家 プロジェクトの責任者に、国際ビジネス経験のある民間人材を起用すべ きである。
- 海洋開発は、資源・エネルギー面での実りある収穫をわが国にもたらすことが期待できる。しかしながら、広大な海域について資源の探査や掘削を進めることとなるため、まずは、国として各種鉱物資源の賦存量の調査や情報の集積を早急に進めるべきである。そうすることで民間からのプロジェクト資金の流入も期待できる。このような海洋開発の特徴を踏まえて、その財源については国家的な長期プロジェクトにふさわしい充分な財源を確保するべきである。

< 次期海洋基本計画への反映 >

- 海洋立国実現のためのビジョンを策定し、その実現のための長期の計画・目標を明確に設定するとともに、今後5年間に取り組むべき具体的施策(手段)、財源、工程を示し、そのPDCAを回していくべきである。
- また、海洋の開発・管理・保全や環境に関する施策については、次節に述べるように国土(陸域)の施策と連動させることを考慮したうえで、海洋基本計画に盛り込むべきである。

2. 「海洋立国」と「環境立国」の同時実現によるさらなる成長を

- 海洋は、二酸化炭素吸収源、気候システムにおける環境調節役として非常に大きな役割を果たしている。その海洋を含む地球の気候変動のメカニズムを解明し、その知見をわが国全体としての海洋政策と環境対策に活かすとともに、成果を世界に発信するべきである。また、特に森林と森林~河川~海洋の"水"の循環が地球温暖化緩和や海洋環境の良好な維持・保全に寄与していることを踏まえ、わが国の国土として陸域と海域を一体と捉えた形で環境対策に活かしていくべきである。(注²)
- 海洋開発と環境保全の視点に立った技術革新と新産業の創出は、他国に 先駆けたビジネスモデルの構築と大きな成果が期待できるとともに、わ が国の産業競争力の強化に資するものである。特に、海洋における環境・エネルギー分野の視点では、わが国が得意とするナノテクノロジー 技術の研究開発を推進し、水素燃料電池、太陽光発電などエネルギー分 野、海洋汚染防止、水質浄化、淡水化技術等の環境分野、バイオ技術、 ロボット技術、センシング技術、気候変動などの予測に力を発揮する高 性能スーパーコンピュータ、さらには二酸化炭素貯留技術等の開発など のイノベーションが期待できる。このような取り組みにより、産業競争 力を高め、世界をリードすることを目指すべきである。
- また、それらを支える人材の育成のためには、海からの恵みを享受するだけでなく、海へお返しするマインドの醸成が必要である。そのためには、環境保全の意識のもと国民が海洋や森林に触れ合える場 環境作りをすべきである。初等、中等教育プログラムでの臨海学校・林間学校の必須化をおこなうことで、次世代に海洋や森林環境など自然への関心を促すことも一例である。

(URL: http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2002/030217a.html)

また、林野庁では「森林・林業再生プラン」を策定している。

(URL: http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/saisei/index.html)

注² 森林の保全については、2003年に本会より「森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための 21 世紀グリーンプラン」を提言している。

3.世界をリードする海洋技術開発の推進を

- 現状、他国に比して遅れをとっている海洋資源開発技術については、国内外のプロジェクトに積極的に参加し、他国との連携の中で技術・運用ノウハウの取得を目指すべきである。そのための事業者の海外プロジェクトへの参加については、国を挙げた支援が必要である。
- わが国が管轄する排他的経済水域等については、まずは国が主導して以下の通り取り組むべきである。
 - (1)温暖化による地球環境変動、気候メカニズム等の解明の研究
 - (2)深海に潜む未知の海洋生命体等に関する研究
 - (3)メタンハイドレート、コバルトリッチクラスト、海底熱水鉱床、レアアース泥等の鉱物資源の探査と賦存量の推定
- これらの調査・研究には相当の期間が必要と考えられるが、今後の資源 開発のためには必要不可欠な情報で早期の把握が必要であり、有人潜水 調査船「しんかい 6500」の後継調査船、2隻目の地球深部調査船「ちき ゅう」、無人探査機の建造など、調査用機材、人員の拡充などが必要で ある。
- わが国が管轄する排他的経済水域等の保全、管理に万全を期するため、 海域内 10 か所程度に、浮体式マリンフロート(洋上基地)を設置する べきである。これらの基地は、水域等の保全、管理に従事するほか、衛 星通信ネットワークで結ばれ、JAXA(宇宙航空研究開発機構)などの地球 観測衛星と連携して気候メカニズムの解明、海洋調査船と連携して海洋 資源探査にあたる他、防災拠点等としての役割を担う。

なお、洋上基地が具備すべき機能・役割としては、次のようなものの拠点とすることが考えられる。

- ◇ 海域保全、海洋監視、島嶼部の支援
- ◇ 海洋開発、深海資源探査、海洋観測、海洋気象観測
- ◇ 防災研究、海底地震観測
- ◇ 潮力発電・風力発電など含むエコ・環境技術の実現基地
- 海洋立国・環境立国につながる研究開発・技術開発については、新しい 先端的な分野であり、事業化につなげるためには長期のプロジェクトと なる。このため、研究開発減税や税制優遇など、政策的な優遇措置を与 えることが必要である。

.おわりに

わが国が海洋立国としての存在感を示すためには、広く国民が海洋に対する理解をすることが欠かせない。多くの国民・企業、特に若者が将来に向かって夢を持てる国家ビジョンが提示され、海洋をわが国の経済成長のエンジンとしていかなければならない。

その実現に向けた海洋資源の開発と環境保全の促進と新たな海洋産業・技術の創出のためには、海洋関連法制度の整備とともに、強い権限と責任を持つ司令塔が必要である。その司令塔が計画立案、実施推進、効果確認を行っていくとともに、関連省庁への勧告を行っていく体制の刷新、強化がなされるべきである。国が一体となって海洋立国の実現に向けて取り組む体制を強く望むものである。

これにより、近い将来、わが国が世界をリードする、尊敬される真の海洋国家となるものと確信する。

参考資料

次期海洋基本計画の策定にあたっては、すでに以下参考提言のような重要な 提言が行われてきていたことから、本会ではその成果を把握したうえで、海洋 立国推進のために特に重要と考えられる課題や論点に集中し提言することとし た。

- ・ 「海洋基本計画見直しに向けた提言(海洋技術フォーラム 2012年2月)
- ・ 「新たな海洋基本計画に向けた提言(日本経済団体連合会 2012年7月)
- ・「次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言」(海洋基本法戦略研究会 2012年8月)
- ・「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」(総合海洋政策本部参与会議 2012年11月)

以上

2012 年度 海洋国家プロジェクト・チーム 名簿

(敬称略・所属や役職は2013年3月21日現在)

委員長

和 才 博 美 (NTTコミュニケーションズ 相談役)

委員

薄 井 充 裕 (日本政策投資銀行 設備投資研究所長)

大 江 匡 (プランテックアソシエイツ 取締役会長兼社長)

小 野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

川 名 浩 一 (日揮 取締役社長)

家 守 伸 正 (住友金属鉱山 取締役社長)

下 村 節 宏 (三菱電機 取締役会長)

高 萩 光 紀 (JXホールディングス 相談役)

東條 洋 (清水建設 専務執行役員)

堀 井 昭 成 (キヤノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)

前 田 忠 昭 (東京ガス 顧問)

武 藤 光 一 (商船三井 取締役社長執行役員)

横尾敬介 (みずほ証券株式会社 常任顧問)

以上 13 名

事務局

齋 藤 弘 憲 (経済同友会 政策調査第1部 部長)

長 澤 孝 幸 (経済同友会 政策調査第1部 マネジャー)